平成２８年（フ）第７７５号
堺市堺区柳之町西２丁１番16号
債務者　浅野　智子
1　決定年月日時　平成28年11月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第７８５号
大阪府松原市阿保７丁目７番４号
債務者　オフィスコネクションこと　冨永　昇次
1　決定年月日時　平成28年11月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第７９４号
堺市南区原山台３丁１番25―107号、前住所大阪府河内長野市河合寺423番地の１　救護施設みなと寮
債務者　仲山　元庸
1　決定年月日時　平成28年11月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第８３１号
堺市南区大森197番地１
債務者　大倉アナリィンこと　ＯＫＵＲＡ　ＡＮＡＬＹＮ　ＨＡＭＯＴ
1　決定年月日時　平成28年11月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第８４号
岡山県真庭市山久世1148番地、前住所岡山県勝田郡奈義町馬桑115番地６
債務者　岩本　啓子（旧姓延原）
1　決定年月日時　平成28年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２８年（フ）第５９号
新潟県加茂市大字狭口甲1232番地
債務者　坪谷　季之
1　決定年月日時　平成28年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月５日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２８年（フ）第８１号
山口県宇部市大小路２丁目６番25号
債務者　篠原　良子
1　決定年月日時　平成28年11月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月５日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２８年（フ）第９０３号
千葉市緑区土気町1417番地36　紅葉ヶ丘ヴィレッジ201号
債務者　小松原圭一
1　決定年月日時　平成28年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第３１５号
岐阜県羽島市竹鼻町駒塚64番地、前住所岐阜県羽島市竹鼻町狐穴3317番地（宮脇マンションⅠ　205号室）
債務者　加藤　達矢
1　決定年月日時　平成28年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第３１９号
岐阜市鹿島町５丁目１番地（ラフィーニＵＭ鹿島　1104号室）
債務者　落合　茂子
1　決定年月日時　平成28年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第２９８３号
大阪市東住吉区公園南矢田２丁目18番29号
債務者　千真開発こと　秋田　　豊
1　決定年月日時　平成28年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３７３８号
大阪市西区江之子島２丁目１番66―1006号
債務者　岡部　美幸（旧姓植田）
1　決定年月日時　平成28年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３７８８号
大阪市鶴見区鶴見５丁目９番５―1110号
債務者　堀内　　翼
1　決定年月日時　平成28年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３８７８号
大阪市東淀川区東中島４丁目11番３―1002号
債務者　下田加代子
1　決定年月日時　平成28年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３９２６号
大阪市東住吉区矢田１丁目21番10号
債務者　山本　裕美
1　決定年月日時　平成28年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３９６２号
大阪市東住吉区中野３丁目６番15―305号、前住所大阪市東住吉区西今川１丁目14番14号エマーブル西今川　206号
債務者　勝間　智子
1　決定年月日時　平成28年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３９９３号
大阪府箕面市粟生間谷東１丁目25番５号
債務者　平瀬　和子
1　決定年月日時　平成28年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部